



今月から屋外スピーカーや防災ラジオから定時放送を行います。日時等は以下のとおりとなります。

●屋外スピーカー

毎日 17時00分から音楽を放送

●防災ラジオ

毎週金曜日 17時00分から音楽を放送

※定時放送以外に災害や緊急的な連絡は随時放送いたします。

防災ラジオでラジオ放送を聞いている最中でも、役場からの防災情報等を受信すると防災情報等を優先して放送する仕様になっております。防災情報等が放送される前からラジオ放送を聞いていた場合、防災情報等の放送が終わると自動的にラジオ放送に切り替わります。この際に聞き直しができる放送であっても、ラジオ放送を聞いている最中は照明が赤く点滅しません。ラジオ放送をオフにすると赤く点滅しますので、聞き直しができる放送があることをお知らせいたします。

また、パソコン機器、ルータ、TV、電子レンジ等がそばにあると、防災ラジオの受信に悪影響を及ぼす可能性があるため、なるべく離れた場所に設置いただくようお願いいたします。

〔長万部町に事業所などを有している方にも、防災ラジオを貸与します。手続きがありますので役場総務課窓口までお越しください。〕

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 総務課防災交通係 ☎2-2000

確定申告期限の延長と振替日（振替納税）の変更について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、4月16日（木）まで、申告・納付期限を延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）に変更となりました。

●申告・納付期限

	延 長 前		延 長 後
申 告 所 得 税	令和2年3月16日（月）	➡	令和2年4月16日（木）
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和2年3月31日（火）		
贈 与 税	令和2年3月16日（月）		

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。是非ご利用ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

- ・給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等